

平成 30 年 5 月 29 日

各 位

中ノ郷信用組合
理事長 酒井 二三男

不祥事件の発生について

この度、誠に遺憾ながら、当組合において下記の不祥事件が発生いたしました。

社会的に大きな役割を担い、信用を旨とする金融機関として、このような事件が発生させたことは、誠に申し訳なく、役職員一同深く反省しております。

また、ご迷惑をおかけしましたお客さまをはじめ、日頃より当組合を信頼してお取引をいただいているお客さま、組合員の皆さま、地域の皆さまに対しまして、多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

事 故 者	元職員（50代の男性支店長）
事件の内容	平成 14 年 10 月 15 日から平成 30 年 1 月 29 日の間に、元職員が集金担当していた小石川支店・江戸川橋支店・板橋支店・三崎町支店に口座をお持ちのお客さまと小石川支店に口座をお持ちのお客さまの 2 名（ご夫婦）から、普通預金に入金するようお預かりした現金及び定期預金へ振替すべき定期積金の満期金を着服し、自身の遊興費や借入金返済資金に充てていました。
発 覚 日	平成 30 年 2 月 19 日
発覚の端緒	元職員自身のフリーローンによる借入が急増していることを当組合本部が不審に思い、直ちに内部調査を進めた結果、元職員の不正が発覚したものです。
事故金額等	5,091,221 円（累計事故金額：5,491,221 円）

2. お客さまへの対応

被害に遭われたお客さまには、事実関係をご説明した上で深くお詫びを申し上げ、全額弁済させていただきました。

なお、被害金額につきましては、元職員より全額弁済を受けております。

3. 関係機関への届出等

事件発覚後、警察への通報と法令に基づく監督官庁への届出を行いました。

4. 事故者及び関係者の処分

当該元職員につきましては、就業規則に則り平成 30 年 4 月 19 日付で懲戒解雇処分とし、また、関係者につきましても当組合内規及び管理監督責任等を踏まえて厳正な処分を行いました。

5. 今後の対応

今回の事件を厳粛に受け止め、コンプライアンス態勢の徹底・強化並びに内部管理態勢の充実・強化を図り、再発防止に向けて全力で取り組んでまいります。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

担当部署： 中ノ郷信用組合 総務部 総務課

電話番号： 03-3622-7131

受付時間： 午前 9 時から午後 5 時 20 分まで（土・日・祝日を除きます）